

令和6年度4月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年4月30日(火) 午後2時30分から午後3時19分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (32人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
	8番 平野榮治	9番 阿部信行
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春		21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (4名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第3号 農地法第18条第1項許可申請に関する処分決定について

議案第4号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第6号 所有権移転あっせん申出にかかる買入協議の決定について

議案第7号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 靄巻和仁
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 井上勝雄

7 会議の概要

小沢次長補佐 開始時刻	ただいまから、新潟市農業委員会令和6年度4月定例総会を開会いたします。
15:30	3番 若林清廣委員 7番 成田誠一委員 20番 小林喜一郎委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
	出席委員は24名中21名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。
議長	【あいさつ】
	これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。
	(異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は9番 阿部信行委員、10番 佐藤英一委員をお願いいたします。
	それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、
	追加議案第7号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
	議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
	議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
	議案第3号 農地法第18条第1項許可申請に関する処分決定について
	の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。
	事務局より説明をお願いします。
農地係長	はい。議長。農地係の早川でございます。
	それでは、私から着席のままご説明申し上げます。

<p>議 長</p> <p>北区部会長</p>	<p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第7号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で4件、中央地区で7件、秋葉区で4件、南区で1件、西区で3件、西蒲区で9件の計28件です。</p> <p>次に議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で1件です。</p> <p>次に議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で1件、中央地区で6件、南区で3件、西区で1件、西蒲区で3件の計14件です。</p> <p>次に議案第3号 農地法第18条第1項許可申請に関する処分決定が西区で1件です。</p> <p>本議案につきましては、農地の賃貸借における解約の申し入れ等をする際に、原則農業委員会の許可を受けなければならないことから申請があったものです。</p> <p>合意解約の場合は、農業委員会への通知を持って許可不要となりますが、今回は賃借人からの単独申請によるものです。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は44件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p> <p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の5件は、去る4月25日に審査を行いました。</p> <p>最初に、議案第7号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は贈与によって農地を取得するものです。</p> <p>譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>「北3号」は農地の持ち分を贈与によって取得するものです。</p> <p>譲受人が申請地を管理しているため、持分を移転するものです。</p>
-------------------------	--

<p>議長</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>「北2号」、「北4号」は農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を再設定するものです。</p> <p>次に、議案第2号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場及びグラウンド敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は隣接している運動広場を使っている野球チームから、申請地を露天駐車場とグラウンドとして使うため購入してほしいと相談があり、申請に至りました。</p> <p>農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地には影響はありません。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請4件、農地法第5条許可申請1件についていずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の14件は、去る4月25日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第7号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書3ページから4ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中2号」は、譲渡人、譲受人それぞれで農地を交換するものです。</p> <p>「中3号」、「中4号」は、お互いの農地の利用実態に合わせるため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>「中5号」は、新たに営農を始める譲受人が売買により所有権を取得するものです。</p> <p>譲受人は、申請地の果樹畑で研修を受けながら、この春に県農業大学校を卒業しました。就農計画の内容や農業に対する意思確認を行い、継続して耕作できるものと認め、取得後はしっかり管理するよう指導しました。</p> <p>「中6号」、「中7号」は、売買により、いずれも、譲受人の規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第1号農地法第4条許可申請についてです。</p>
--------------------------	--

<p>議 長</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>11ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、個人住宅敷地を拡張するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地で、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>13ページ、14ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中2号」は、賃借権を設定し、天然ガス施設建設工事の現場事務所等に一時転用するものです。</p> <p>農地区分は第2種農地です。</p> <p>「中3号」、「中4号」は、いずれも、売買により、現在の住まいが手狭になったため個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は、第3種農地です。</p> <p>「中5号」は、賃借権を設定し、市発注の道路工事の現場事務所等に一時転用するものです。</p> <p>農地区分は、農用地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>「中6号」は、賃借権を設定し、事業拡大に伴う、農業用施設を建設するため転用するものです。</p> <p>農地区分は、農用地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>「中1号」から「中6号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請7件、第4条許可申請1件、第5条許可申請6件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の4件を、25日に審査いたしました。</p> <p>議案第7号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号及び2号」は高齢を原因とした譲渡し人からの申し出による売買、</p>
--------------------------	--

<p>議 長</p> <p>南区部会長</p>	<p>「秋3号」は非就農者が相続を原因とした農地の取得につき、今後の管理不足が見込まれることから贈与申し出を行ったもの、</p> <p>「秋4号」は遠隔地在住者が、今後の管理不足が見込まれることから贈与申し出を行ったものです。</p> <p>以上4件、いずれも区部会は問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は4件で、去る4月25日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第7号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、後継者である譲受人が経営の若返りを図りたい譲渡人から農地を贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の15ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地に賃借権を設定し、仮設駐車場敷地に一時転用するものです。転用者は、職員駐車場を整備するための工事用車両等の仮設駐車場が必要になり申請しました。申請地の農地区分は、農振農用地ですが不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南2号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣地にて家族6名で生活していますが、手狭になってきたことから戸建住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第2種農地に分類され許可できるものです。</p> <p>次の「南3号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣地にある実家で親世帯と同居していますが、手狭になってきたことから戸建住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第2種農地に分類され許可できるもので</p>
-------------------------	--

<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>す。</p> <p>なお、5条許可申請3件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、農地法第5条許可申請3件について、いずれも問題ないと判断しました。南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>4月25日に開催した西区部会での審査報告をいたします。議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>議案第7号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>「西1号及び2号」は、農作業の効率化を図るため、農地を交換して所有権を移転するものです。</p> <p>「西3号」は、譲渡人の経営規模縮小と、譲受人の経営規模拡大により売買し、所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>議案書の16ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>「西1号」は、本市水道局発注の施設工事を請け負う業者が、現場に近い申請地を露天資材置場敷地として一時転用するものです。排水計画も整っており、周辺農地に影響はありません。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請1件については、問題ないと判断しました。</p> <p>議案書の18ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号 農地法第18条第1項許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>「西1号」は、社会福祉法人が、施設入居者の健康と生きがいづくりを目的とした農作業に利用するため賃貸借している農地について、契約期間満了を持って返還するものです。</p> <p>以上、農地法第18条第1項許可申請1件については、問題ないと判断しました。</p>
-------------------------	--

<p>議 長</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の12件は、去る4月25日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第7号 農地法第3条許可申請についてです。 議案書8ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」、「蒲3号」、「蒲4号」及び、「蒲7号」から「蒲9号」は、譲渡人からの申し出により、それぞれ売買や贈与によって所有権移転するものです。</p> <p>「蒲2号」は、売買により、譲受人の規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲5号」及び「蒲6号」は、お互いの農地の利用実態に合わせるため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書17ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」、「蒲3号」は、使用貸借及び売買により、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>いずれも、現在の住まいが手狭になったため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、「蒲1号」が第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。「蒲3号」は、第3種農地です。</p> <p>「蒲2号」は、売買により、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、となりで建築する住宅敷地で足りず、申請にいたりました。</p> <p>農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>「蒲1号」から「蒲3号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請9件、第5条許可申請3件、について、いずれも問題ないと判断しました。西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
--------------------------	---

議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書 2 ページ、追加議案第 7 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。なお、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は「農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項」議事参与の制限の規定により、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>審議終了後に入室、着席していただきます。それでは、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、追加議案第 7 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。</p> <p>許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
議 長	<p>次に、議案書 11 ページ、議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 12 ページ、議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請に</p>

<p>議 長</p>	<p>関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>なお、議案書14ページ、中5号については、3,000㎡を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>中5号以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書18ページ、議案第3号 農地法第18条第1項許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定します。</p> <p>なお、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>次に、別冊1の議案第4号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別冊2の議案第5号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、</p> <p>一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第4号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議案第5号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>最初に、資料の掲載順に一部誤りがありました。</p> <p>資料別冊1についてですけれど、本来、農表経営基盤強化促進法の利用権設定・所有権移転関係の資料に続いて、52ページから利用</p>

の移転関係の内容を掲載すべきところ、誤って農地中間管理事業関係の実績表を先に掲載していました。

掲載内容自体には誤りはありませんので、ページが前後しますが、配布資料の掲載順に合わせて説明させていただきます。

また、本日机上に配布しました正誤表について説明します。

資料別冊 2 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定についての、13 ページ、秋 13 号について、10a あたり賃借料が 2,000 円となっておりますが、正しくは 20,000 円となります。

大変申し訳ありませんでした。

それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。

資料別冊 1 をごらんください。1 ページ、令和 6 年 4 月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区 79 件、中央地区 17 件、秋葉区 17 件、南区 17 件、西区 6 件、西蒲区 24 件、合計で件数 160 件、面積 838,975 m²です。

次に、所有権移転の売買について、北区 8 件、中央地区 6 件、秋葉区 5 件、南区 3 件、西区 8 件、西蒲区 11 件、合計で件数 41 件、面積 121,195 m²です。

次に、所有権移転の交換について、北区 2 件、西区 2 件、合計で件数 4 件、面積 6,176 m²です。

詳細につきましては、議案書 4 ページ以降となります。

新規の利用権設定、所有権移転については、4 ページから 51 ページのとおりです。

次に、利用権の移転については、ページ飛びまして 55 ページから 57 ページのとおりです。

続いて、農地中間管理事業関係についてです。ページ戻りまして 52 ページ、令和 6 年 4 月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区 10 件、中央地区 58 件、秋葉区 98 件、南区 28 件、西区 22 件、西蒲区 98 件、合計で件数 314 件、面積 1,886,500 m²です。

詳細につきましては、58 ページから 122 ページのとおりです。

以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の

	<p>要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。</p> <p>また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、123ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、令和6年5月16日からとなります。</p> <p>引き続き、議案第5号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊2をご覧ください。</p> <p>資料の表紙をめくっていただきまして1ページから32ページのとおり、北区23件、中央地区21件、秋葉区24件、南区1件、西区62件、西蒲区13件について、移転の申出がありました。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から4月10日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、33ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。</p> <p>なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和6年6月28日からとなります。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案第4号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、別冊1の議案第4号 新潟市農用地利用集積計画の決</p>

	<p>定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>
議 長	<p>次に、別冊 2 の議案第 5 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、別冊 2 の議案第 5 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>次に、議案第 6 号 所有権移転あっせん申出にかかる買入協議の決定について、審議いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
農政振興係長	<p>農政振興係の和田です。議案第 6 号 所有権移転あっせん申出に係る買入協議の決定について説明させていただきます。</p> <p>買入協議は、農地の所有者から農業委員会に対し、農地を売りたい旨の申し出があった場合に、農業委員会が認定農業者等への利用集積を図るため、農地中間管理機構による買入が特に必要であると認めた場合に行う制度です。</p> <p>秋葉区において、土地所有者から農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第 3 条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定による所有権移転のあっせんの申し出がありました。</p> <p>対象農地は、田・畑計 32 筆、総面積 27,260㎡、希望する</p>

	<p>売買金額は、総額1,500万円(反当55万円)でした。</p> <p>秋葉区事務所で利用関係の調整を図りましたが、申出者が一括での売買を希望しており、売買金額も高額となるため、買い手の調整が不調に終わりました。</p> <p>今回、申し出のあった農地は、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図る必要があると判断されることから、農地中間管理機構による買入が特に必要であると考えます。</p> <p>つきましては、本日の総会において買入協議への承認いただいたのち、市長に対して、農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第3条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第16条に基づき、農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を申出者に対して通知するよう要請します。</p> <p>今後は、農地中間管理機構との買入協議が整い次第、農業経営基盤強化促進法による売買の手続きを進めることとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
大嶋委員	<p>(質問あり)</p> <p>中間管理機構の買入の予算は、どこからでているのでしょうか。</p>
農政振興係長	<p>基本的には、新たな購入者が買って、その代金を中間管理機構がもらってから、売手の所有者の方に払う形となりますので、どこか立替えて払うことはないというふうに聞いています。その手続きをするに当たって、売買の売り手が買い手の双方から手数料を取る形で精算を行うと聞いています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他にご意見・ご質問ありませんか。</p>
渡部委員	<p>中間管理機構がやるという事は、結局ある農家さんにいくらか買いませんかというような買入をするということですか。基本的には、中間管理機構が特別探してくるということではないですよね。</p>

農政振興係長	<p>そういう事です。</p> <p>特に必要だという事で、市の方から所有者の方に中間管理機構を通した手続きをすると通知をこちらからはしてもらい呼びかけをするところで、市の方が大体手数料含めてその方を買ってもらう形で勧める流れです。</p>
議 長	<p>他にご意見・ご質問ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>それでは、議案第6号 所有権移転あっせん申出にかかる買入協議の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p>
農政振興係長	<p>農政振興係の和田です。関係員の皆様に、4月定例総会の資料送付の際、農政振興部会の協議書を送付させていただいておりました。</p> <p>送付文書に記載していたとおり、今回は6月からの農地パトロールと、秋に行う農作業賃金・作業料金の調査実施要領、2つの議題について協議する内容でしたが、昨年度と実施方法に変更がないことから書面協議とさせていただきました。</p>

<p>議 長</p>	<p>同封しました問い合わせ用紙について、本日お帰りの際に机上においておかえりください。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>他に事務局からありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議 長 終了時間 15:19</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和6年度4月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
